

あそか園居宅介護支援事業所運営規程

[事業の目的]

第1条 社会福祉法人あそか会が開設するあそか園居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、高齢者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業所の介護支援専門員又はその従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

[運営の方針]

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 事業の実施に当たっては、事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立して日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

[事業所の名称及び所在地]

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 あそか園居宅介護支援事業所
- 2 所在地 江東区住吉1-9-5

[職員の職種、員数及び職務内容]

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者1名（主任介護支援専門員と兼務）
管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 2 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

[営業日及び営業時間]

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日及び年末年始（12月30日から1月3日まで）を除く。
- 2 営業時間 午前8時45分から午後5時45分までとする。

- 3 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

[居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額]

第6条

- 1 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法廷代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。
 - (1) 利用者の相談を受ける場所事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所
 - (2) 使用する課題分析票は新居宅サービスガイドライン、MDS-HC方式、日本社会福祉士方式、日本介護福祉士方式及び三団体ケアプラン策定研究会方式、フローチャート方式等の中から要介護者等に最も適した方式を使うこととする。
 - (3) サービス担当者会議の開催場所第3条に想定する事業所内
 - (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度1月につき最低1回
 - (5) モニタリングの結果記録1月に1回
- 2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

[通常の事業の実施地域]

第7条 通常の事業の実施地域は江東区内 墨田区内 全域とする。

[事故発生時の対応]

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

[苦情処理]

第9条

- 1 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援等に係る利用者からの苦情に関して東京都国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供して指定居宅介護支援に関して東京都国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

[個人情報保護]

第10条

- 1 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

[虐待防止に関する事項]

第11条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする。第11条第1項に規定する委員会はテレビ装置等を活用して行うことができるものとする。

[業務継続計画の策定等]

- 第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

[非常災害対策]

- 第13条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年12回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする

[衛生管理等]

第14条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

[その他運営に関する重要事項]

第15条

1 事業所は、居宅介護支援事業所の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制について検証、整備する。

2 事業所は、従業員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1)採用時研修 採用後2カ月以内

(2)継続研修 年1回以上

3 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

5 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人あそか会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成17年6月1日 一部改正

平成18年4月1日 一部改正

平成19年12月1日 一部改正

平成20年12月1日 一部改正

平成21年4月1日 一部改正

平成24年6月1日 一部改正

平成26年12月1日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正

平成30年4月1日 一部改正

平成30年10月16日 一部改正

令和2年2月1日 一部改正

令和3年7月1日 一部改正

令和4年2月1日 一部改正

令和4年6月1日 一部改正

令和5年10月1日 一部改正

令和6年1月1日 一部改正

令和6年4月1日 一部改正